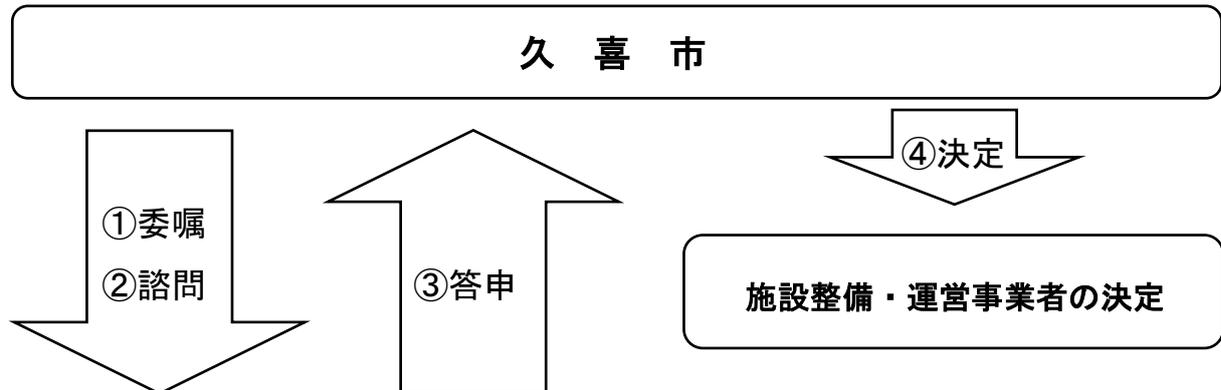


久喜市 PFI 等審査委員会（余熱利用施設及び公園一体整備事業）の概要



久喜市 PFI 等審査委員会（余熱利用施設及び公園一体整備事業）

◇設置根拠

久喜市 PFI 等審査委員会条例

◇設置目的（条例第 1 条）

久喜市における余熱利用施設及び公園一体整備に係る PFI 等に関し、競争性、公平性及び透明性を確保し、必要な事項を審査する。

◇検討内容（条例第 3 条）

施設整備から運営までを行う事業者の決定に向けて、必要な事項を審議又は審査する。

《主な審議事項》

- ・実施方針の策定
- ・特定事業の選定
- ・民間事業者の選定

◇委員構成（5名）（条例第 4 条）

- 学識経験を有する委員（4名）
- 市職員（1名）

◆会議等の公開

（所掌事務終了まで非公開）

- ・会議……審議会等の会議の公開に関する条例第 5 条第 3 号ア（法人等情報（利害関係）
及び 第 5 号イ（事務事業執行情報（契約情報））
- ・会議録……情報公開条例第 7 条第 3 号ア（法人等情報（利害関係）
及び 第 5 号イ（事務事業執行情報（契約情報））

（公開）

- ・委員名……実施方針に記載し公表